

砺波市農業委員会6月総会議事録

開催日時 令和7年6月5日(木)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 23名

1番	西原 登	16番	飯田 真紀
2番	堀田 敬三	17番	亀永 理恵
3番	吉田 一馬	19番	中村 栄克
5番	林 政樹	20番	満保 雅春
6番	前野 久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	館 和香子	24番	山本 渉
11番	樋掛 雅彦	26番	源通 一郎
12番	田嶋 和樹	27番	齋藤 徹
13番	森田 修	28番	片山 雅喜
14番	松浦 正一		

欠席した委員 6名

4番	柴田 泰利	18番	土田 英雄
7番	石田 智久	25番	小幡 直也
15番	飯田 輝一	29番	水野 勢津子

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	小西 啓介	主幹	大石 哲也	主任	深尾 芽生
農業振興課	1名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第9号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請
に対し意見決定について
- 3) 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第12号 農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会6月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
さて、先月の5月28日と5月29日に、全国農業委員会の会議と、富山県選出国會議員に対する要請会へ出席のため、東京の方へ出張させていただきました。みなさんのお手元に、要請内容の重点ポイントの書類をお配りしていますが、この内容について国會議員の方へ要請をかけてきました。この中にあるとおり、基盤整備事業の加速的推進やコメ政策の見直し、中間管理事業の手数料について、不在村農地所有者の農地の適正利用というように多くの課題に今現在直面しているという現状でございます。いずれも早期に改善が求められるものでありますが、今後の進捗についてまた県の農業会議の方からも示されると思いますので注視していただきたいなと思っております。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中23名のご出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号22番 松原 光雄 委員・議席番号23番 黒田 英嗣委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第9号 農地法第3条の規定による

所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、5件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、耕作者が引き続き農地として利用するため譲り受けます。番号2は、畑として利用していた農地の譲渡を希望していたところ、近隣に居住する譲受人が引き継ぐこととなったものです。番号3と4は、相続した農地の処分を検討していたところ、地区の担い手と話がまとまりました。番号5は、申請地に隣接する空き家を取得する譲受人が、畑として利用するため宅地とあわせて譲り受けます。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第9号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 片山委員、どうぞ。

片山委員 5番について、隣接する空き家は空き家バンクに登録されており、この度売買が決まりました。その際に、先代の所有者が畑として利用されていた農地も一緒に譲り受けて畑として引き続き利用されたいという意向があったものです。ご承認よろしく願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 3番と4番について、相続された方が高齢で、農地等を処分したいと希望しており、現在耕作しているそれぞれの営農組合で譲り受けることで話がまとまったものです。ご承認よろしく願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 今井委員、どうぞ。

今井委員 1番について、相続した農地を手放したいということで耕作者である譲受人が譲り受けることで話がまとまったものです。

2番について、畑として利用していた農地を耕作できなくなったことから、近隣に居住する譲受人へ引き継ぐこととなったものです。ご承認よろしくをお願いします。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第9号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして「議案第10号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

転用案件の別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、不動産業等を営んでおり、生活及び交通の利便性が高い申請地において、分譲宅地を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において住宅建築を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請者は、不足している公民館の駐車場を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第10号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番について、以前から車庫等が建っていた違反転用となっていた場所です。この度譲受人が市街地にあり生活の利便性が高いことから分譲宅地として取得したい意向です。

2番について、周辺は宅地に囲まれており、近隣に商業施設等が立地しています。申請者は、住環境が充実した申請地において住宅建築を計画しています。ご承認よろしく願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　林委員、どうぞ。

林委員 　　3番について、申請地は市道と空き地の間に位置しています。自治会で空き地を駐車場等として利用するため借り受けていましたが、そのうち、役員が替わるごとにだんだん隣接する今回の申請地もあわせて利用するようになっていました。現在公民館で会合等があるたびに駐車場が不足して道路への駐車がされており、危険があり迷惑をかけるということで、今回の申請地も取得して駐車場として整備したいという計画です。ご承認よろしく願います。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第10号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・
使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願
います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」
になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。申
請者は、事業用地の一部の農地を駐車場として利用していたため、是正を図
ります。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第11号」につきまして、
ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 今井委員、どうぞ。

今井委員 今まで駐車場への出入り口が1カ所で、道路も交通量が多く危ない状況
でした。隣接地に駐車場を拡張することで、出入り口を増やして安全性を
確保しています。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第11号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第12号 農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の4ページをお願いします。

当初、農地中間管理事業の6月末開始を予定していませんでしたが、どうしても耕作者の変更が必要になったことから、やむを得ないと判断し、希なケースになりますが対応いたしました。今回は、5件、13筆、約1.7haの申し込みとなります。6月末の公告を予定しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第12号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第12号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、協議事項に入ります。

「協議事項1号 農用地利用計画の変更について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページをお願いします。

令和7年4月に受け付けた「農用地区域からの除外願」は2件となっております。

(除外案件番号1朗読)

除外案件別添資料の1ページから5ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、店舗兼事務所の近郊の空き家敷地を活用して、モデルハウスを計画しています。面積が不足するため、隣接農地を活用します。

(軽微な変更案件番号1朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、いちご栽培の6次産業化で店舗などを計画しており、進入路の整備を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　松原委員、どうぞ。

松原委員 　除外案件について、譲渡人は宅地を譲受人に譲渡しました。譲り受けた宅地でモデルハウスの建築を計画していますが、敷地面積が不足するため隣接の畑を転用して活用する意向です。ご承認よろしく願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　軽微な変更の案件について、イチゴ栽培のビニールハウスに隣接した宅地で販売施設の整備を計画しています。施設敷地への進入路が現在3mほどと狭いことから、隣接農地の一部を活用して7mに拡幅するため申請されたものです。ご承認よろしく願います。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から報告第3号について、事務局より説明願います。

事務局 　（報告第1号・第2号・第3号説明）

議長 　　ただ今、報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

川邊委員 報告第1号の解約農地が、そのまま議案第12号で別の耕作者が耕作と
(議長) いうように見えますが、元の耕作者は離農されるということでしょうか。

事務局 今回解約の農地でのみ、耕作が難しくなりやむを得ず耕作者を変更した
ものです。その他の農地の耕作については継続されます。

議長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせて
いただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会14:30)